

令和7年第5回鴻巣市農業委員会定例会会議録

召集期日		令和7年5月27日（火）						
開会場所		鴻巣市川里農業研修センター 第一会議室						
開 会		令和7年5月27日 午後2時34分						
閉 会		令和7年5月27日 午後3時8分						
議 長		大塚 明夫						
委員応召並びに出席状況								
農 <								

会議事件名

- 議案第23号 農地法第3条の規定に関する件
 議案第24号 農地法第5条の規定による転用許可申請
 議案第25号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について
 議案第26号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について

	顛末 令和 7 年 5 月 2 7 日 開会 午後 2 時 3 4 分
【議長】	これより、令和 7 年第 5 回鴻巣市農業委員会定例会を開会します。 本日の定例会は農業委員 1 3 名中、1 2 名出席ですので定例会は成立しております。 議案書の訂正はありませんか。
【事務局】	訂正はございません。
【議長】	続きまして、議事録署名人の指名をします。番号 1 0 番 荒井 広志 委員・番号 1 1 番 伊藤 政士 委員にお願いします。 これより議案審議に入ります。 議案第 2 3 号 農地法第 3 条の規定に関する件について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第 2 3 号 農地法第 3 条の規定に関する件 所有権の移転 3 件 9 筆 番号 2 3 受人は花卉・野菜を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は 1, 2 9 0 日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は 2 4 1. 8 5 アールで、自宅から申請地までは約 1 0 0 メートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。

【尾澤 利彦 農業委員】	番号２３について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、花卉を栽培し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受けるとの計画です。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われしますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【馬場 毅 推進委員】	番号２３について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２４について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号２４ 受人は稲作と花卉を中心とした農業経営を行っています。申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受入本人も含めた世帯員の農作業従事日数は１，０８０日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は８４３．８７アールで、自宅から申請地までは約１．６キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。

【秋池 功 農業委員】	番号２４について調査してまいりました。受人は、稲作と花卉を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われるので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【石川 保男 推進委員】	番号２４について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２５について内容説明を事務局をお願いいたします。
【事務局】	番号２５ 受人は稲作を中心とした農業経営を行っており、農地法第２条第３項の要件を満たした農地を所有することのできる農地所有適格法人です。 農地法第２条第３項の要件とは、具体的には、 １ 法人形態要件として、農事組合法人・株式会社・合名会社・合資会社・合同会社のいずれかであること。 ２ 事業要件として、法人の主たる事業が農業とその農業に関連する事業であること。 ３ 議決権要件として、誰でも農地所有適格法人の候補者になれるが、その法人の総議決権又は総社員の過半は、（１）農地の権利提供者（２）その法人の農業の常時従事者（原則として年間１５０日以上従事）（３）基幹的な農作業を委託した個人（４）地方公共団体、農協、農地中間管理機構等であること。 ４ 役員要件として、農地所有適格法人の理事等の過半は法人の農業に常時従事（原則年間１５０日以上）する構成員であること。その法人の理事等又は法

	人の農業について権限と責任を有する使用人のうち1人以上の者が法人の農作業に従事（原則年間60日以上）すること。 となっております。 申請地における小作人は存在しません。また、受人が現在保有している農地はすべて耕作されております。受人本人も含めた従事者の農作業従事日数は880日であり、農作業に常時従事していると認められます。申請地の取得後における農地の経営面積は7,689.06アールで、拠点から申請地までは約6.4キロメートルであり、周辺農地へ及ぼす影響もなく、申請地を効率的に利用できるものと認められます。以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしております。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号25について調査してまいりました。受人は、稲作を中心とした農業経営を行っております。今回の申請地において、水稻を作付し、経営規模拡大を図るため、現在、渡人が所有する農地を譲り受ける計画とのことです。受人が耕作する農地に耕作放棄地はなく、今後も引き続き効率的に利用すると思われますので、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号25について調査してまいりました。今回、受人が本申請地を譲り受けることにより、農地等の利用の最適化として、農業者への農地利用の集積・集約化が推進されますので、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第23号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２３号について原案のとおり決定いたしました。 続きまして、議案第２４号 農地法第５条の規定による転用許可申請について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２４号 農地法第５条の規定による転用許可申請 使用貸借権の設定 ２件 ３筆 番号１９ 受人は、現在市外の借家に夫婦で暮らしています。現在の住宅では手狭となったため、自己用住宅の建築を計画し、土地を探したところ、本申請地を妻の祖母から借り受ける話がまとまり申請するものです。なお、許可申請にともない、分筆した残りの農地については、渡人が耕作するとのことです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【寺山 佳宏 農業委員】	番号１９について調査してまいりました。申請地は、相当数の街区を形成している区域内の農地であるため、農地区分は第２種農地に該当すると判断します。申請地に代えて周辺の他の土地を供することにより本案件の事業目的を達成できるとは認められません。自己用住宅を建築するということで、周りの農地への影響もなく、転用目的・資力とも問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【新井 秀樹 推進委員】	番号１９について調査してまいりました。申請地に自己用住宅を建築するということですが、隣接農地との境界にはマウントアップを設置します。雨水は宅内浸透処理とし、生活排水については合併浄化槽にて処理した後、道路側溝に放流します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題ないと思います。

【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、次に番号２０について内容説明を事務局にお願いいたします。
【事務局】	番号２０ 受人は市内で梨の栽培を中心とした農業経営を行っています。今回、申請地の隣地で梨の直売所を営んでおり駐車場が手狭のため、梨の販売期間に向けて駐車場を一時的に転用する計画です。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【荒井 広志 農業委員】	番号２０について調査してまいりました。申請地の農地区分は、農用区域内農地（原則不許可農地）に該当します。しかしながら、本申請は駐車場として６ヵ月間の一時的な転用であり、周辺農地に被害を及ぼさない旨の誓約書も確認しております。また、その利用に供された後にその土地が保全管理されることが確実と認められ、周辺に与える影響もなく、問題はないと判断します。
【議長】	ありがとうございました。次に担当の推進委員の方から意見をお願いいたします。
【金子 昇 推進委員】	番号２０について調査してまいりました。申請地には駐車場を一時転用するということですが、隣接農地との境界には土嚢を設置します。このため、転用後も当該地域内の農地等の利用の最適化の推進や周辺農地の営農条件に支障の生じるおそれがなく、問題はないと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)

【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２４号について原案のとおり決定することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	（全員挙手）
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２４号について原案のとおり許可相当ということで県知事に意見を送付いたします。続きまして、議案第２５号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について上程します。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２５号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について 番号２ 本申請は、新たに農地を相続した相続人が相続税の納税猶予の制度を利用するにあたり、農業経営を継続できる者として適格であるかという証明願いが提出されたものです。判断基準としましては、既に農業経営を開始している相続人の農地の利用状況を確認することにより、農業経営を継続できる者であるかを判断するものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【林 繁雄 農業委員】	番号２について調査してまいりました。この件につきまして、審査対象となる農地はすべて適正に管理されていることを確認してまいりました。今後も継続して農業を行うとのことでありますので、相続税の納税猶予に関する適格者と判断してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	（質問なし）
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２５号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。

【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２５号は原案のとおり承認いたします。続きまして、議案第２６号生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願について上程いたします。事務局より議案説明をお願いいたします。
【事務局】	議案について説明します。 議案第２６号 生産緑地に係る農業の主たる従事者等についての証明願 番号２ 申出人は、令和６年７月１２日に亡くなった買い取り申出が生じた者について、買い取り申出生産緑地に係る農業の主たる従事者であることを証明願うものです。
【議長】	事務局による議案説明が終わりました。これより、現地調査の結果及び補足説明を担当地域の農業委員の方からお願いいたします。
【保科 美那子農業委員】	番号２について調査してまいりました。この件につきましては、令和６年７月１２日に買い取り申出が生じた者が亡くなりましたが、買い取り申出生産緑地について、農業を継続して行っていたと認め、生産緑地に係る農業の主たる従事者と認定してよろしいと思います。
【議長】	ありがとうございました。ただいまから質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手願います。
【一同】	(質問なし)
【議長】	質問がございませんので、採決を行います。議案第２６号について、原案のとおり承認することに賛成の農業委員の方は挙手をお願いいたします。
【一同】	(全員挙手)
【議長】	挙手全員と認めます。全員賛成ですので、議案第２６号は原案のとおり承認いたします。

	続きまして、会長専決規程第3条による専決事項を報告いたします。 令和7年4月11日～令和7年5月12日受付分 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出 <table><tr><td>5件</td><td>7筆</td><td>2, 101. 38㎡</td></tr></table> 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出 <table><tr><td>所有権の移転</td><td>13件</td><td>18筆</td><td>3, 576. 96㎡</td></tr></table> 合計届出件数 <table><tr><td>18件</td><td>25筆</td><td>5, 678. 34㎡</td></tr></table> これらは、全て会長専決でございます。 何かご質問はございませんか。	5件	7筆	2, 101. 38㎡	所有権の移転	13件	18筆	3, 576. 96㎡	18件	25筆	5, 678. 34㎡
5件	7筆	2, 101. 38㎡									
所有権の移転	13件	18筆	3, 576. 96㎡								
18件	25筆	5, 678. 34㎡									
【林 繁雄 農業委員】	農地法第3条の規定に関する件について、県外で農地を取得したい人がいた場合どのように審査するのか。										
【事務局】	安定的かつ継続的に農業経営を行えるか、作付計画書や営農計画書を元に審査していただきます。また、市外で耕作している農地がある場合、全部効率利用要件の確認等を対象の市町村農業委員会へ経営状況調査し確認しております。										
【議長】	続いて、その他の件について、農業委員・推進委員又は事務局よりご報告お願いいたします。まず初めに、農業委員・推進委員の方から何かありますか。										
【一同】	(特になし)										
【議長】	最後に事務局から何かありますか。										
【事務局】	・地域計画のアンケートについて ・生産緑地地区の農業従事者希望者への斡旋について ・農業者年金チラシの配布										
【議長】	これをもちまして、令和7年第5回定例会を閉会いたします。 なお、次回の定例会は令和7年6月25日（水）午後2時00分より場所は川里農業研修センターにて開催を予定しております。										
	閉会 午後3時8分										